

## 秋田県警察音楽隊に関する訓令

昭和46年4月14日

本部訓令第3号

改正 昭和46年10月本部訓令第10号  
昭和56年9月本部訓令第14号  
平成12年12月本部訓令第31号  
平成18年3月本部訓令第6号  
平成21年12月本部訓令第19号

秋田県警察音楽隊に関する訓令を次のように定める。

### 秋田県警察音楽隊に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、秋田県警察音楽隊（以下「音楽隊」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び任務)

第2条 秋田県警察本部に音楽隊を置く。

2 音楽隊は、音楽を通じて警察広報活動を効果的に推進し、警察と県民の融和を図るとともに、警察職員の士気を高め情操を養成することを任務とする。

(編成)

第3条 音楽隊は、隊長、楽長及び隊員をもって編成する。

2 音楽隊に副隊長、隊長補佐及び副楽長を置くことができる。

(隊員の指名等)

第4条 音楽隊員（以下「隊員」という。）は、秋田県警察職員で音楽的素養があり、勤務成績の優れた者のうちから警察本部長（以下「本部長」という。）が指名する。

2 前項の指名解除は、本部長がこれを行うものとする。

(隊長等の任務)

第5条 隊長は、上司の命を受けて音楽隊を統括し、隊員の指揮監督、教養訓練及び楽器等の維持管理に当たるものとする。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長不在のときはその任務を代行する。

3 楽長は、隊長の指揮を受けて演奏技術の指導及び演奏指揮に当たる。

4 副楽長は、楽長を補佐し、楽長不在のときはその任務を代行する。

(隊員のサービスと遵守事項)

第6条 隊員は、隊長の指揮監督を受け、教養訓練及び公開演奏に従事するとともに、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 規律ある団体行動を保つこと。

(2) 心身の鍛錬につとめ、積極的に技術の向上を図ること。

(3) 常に容姿を端正にすること。

(4) 楽器その他の貸与品の保管取扱いについては、損傷、亡失等のないよう常に細心の注意を払うこと。

(教養訓練)

第7条 隊員の技術の向上を図るため、教養訓練を行うものとする。

(部外講師の招へい)

第8条 隊長は、本部長の承認を得て部外講師を招へいすることができる。

(服装)

第9条 隊員の服制及び服装は、別に定める。

(点検)

第10条 隊長は、随時、隊員の服装、楽器その他の貸与品及び備品等の維持管理状況を点検するものとする。

(派遣演奏基準)

第11条 音楽隊の派遣演奏は、次の各号の基準により本部長が承認した場合とする。

(1) 警察の主催する儀式及び行事

(2) 警察と県民の融和のため必要があると認められる公共団体等が主催する行事

(3) その他適当と認めた場合

(派遣演奏申請等)

第12条 警察本部の課長、所長、隊長、学校長又は警察署長（以下「所属長」という。）は、別記様式「音楽隊派遣演奏申（要）請書」により、20日前までに広報広聴課長を経て、本部長に申（要）請しなければならない。

2 部外からの要請は、原則として派遣演奏を行うこととなる場所を管轄する警察署長を経由して行うものとする。

(協力)

第13条 所属長は、音楽隊の訓練及び派遣演奏について積極的に協力しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和46年4月20日から施行する。

附 則（昭和46年10月19日本部訓令第10号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、昭和46年10月19日から施行する。

附 則（昭和56年9月7日本部訓令第14号）

この訓令は、昭和56年9月7日から施行する。

附 則（平成12年12月14日本部訓令第31号）

この訓令は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日本部訓令第6号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月10日本部訓令第19号）

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

別記様式

年 月 日

秋田県警察本部長 殿  
( 広報広聴課長 )

( 申請者名 )

音楽隊派遣演奏申（要）請書

派遣の日時	
派遣の場所	
行事名	
行事の概要	
主催者	担当者 電話
集合予定人員	
演奏種別	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 式典演奏</li><li>・ ステージ演奏</li><li>・ パレード (パレード距離 約 km)</li><li>・ マーチングドリル</li></ul>
備考 (希望曲目等)	